

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会善意銀行基金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、少子・高齢社会の到来に伴い、ますます多様化の一途をたどる福祉ニーズに対し、更なる地域福祉の向上や充実を目指す事業を、今後計画的に実施するための財源確保を目的とし、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会善意銀行基金（以下「基金」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(積立及び目標額)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、寄付金のうち会長が必要と認める額とする。

2 基金の目標額は、1億5千万円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も安全確実な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も安全確実な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、社会福祉事業会計収入支出予算に計上し、第1条の目的を達成するための経費に充てる。ただし、基金に編入することを妨げない。

(繰替運用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、理事会の同意を得て、必要とする会計に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 会長は、第1条の目的を達成するため基金の全部を処分する必要があるときは、あらかじめ筑紫野市と協議を行った上で、理事会の同意を得て評議員会の議決を得なければならない。

2 基金の一部を処分する必要があるときは、理事会の議決を得なければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会社会福祉事業に関する基金の設置、運営規程（昭和63年4月1日適用）は廃止する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

（施行期間）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。